

## 特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規程

### （目 的）

第 1 条 この規程は、日本証券業協会（以下「協会」という。）の「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」（以下「本規則」という。）の規定に基づき、特定投資家等に対する店頭有価証券の投資勧誘等を適切に行うための必要な基本的事項について定め、業務の健全かつ適切な運営を図ることを目的とする。

### （定 義）

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 店頭有価証券  
協会の「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する店頭有価証券をいう。
- ② 特定投資家  
金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。
- ③ 準特定投資家  
本規則第 2 条第 3 号に規定する準特定投資家をいう。
- ④ 特定投資家等  
本規則第 2 条第 4 号に規定する特定投資家等をいう。

### （業務の範囲）【各協会員の実情に応じて規定すること】

第 3 条 当社は、本規則の規定に基づき、特定投資家等を対象にした店頭有価証券に係る次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を行うものとする。

- ① 募集（金商法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる募集である場合に限る。以下同じ。）又は募集の取扱い
  - ② 私募（金商法第 2 条第 3 項第 2 号ハに規定する私募である場合に限る。以下同じ。）又は私募の取扱い
  - ③ 売出し（金商法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる売出しである場合に限る。以下同じ。）又は売出しの取扱い
  - ④ 私売出し（金商法第 2 条第 4 項第 2 号ハに規定する私売出しである場合に限る。以下同じ。）又は私売出しの取扱い
  - ⑤ その他金商法施行令第 1 条の 7 の 3 第 7 号、第 8 号及び第 10 号に規定する取引
  - ⑥ 店頭有価証券を保有している投資者に対する当該店頭有価証券の売却の勧誘
  - ⑦ その他前各号に付随する業務
- 2 前項の規定に関わらず、当社は、前項第 6 号の勧誘については特定投資家等以外の投資者に行うことができる。

### （法令、規則等の遵守）

第 4 条 当社は本業務を行うにあたっては、金商法その他の諸法令、本規則その他の規則及び取引慣行等を遵守するものとする。

### （特定投資家である投資者の管理）

第 5 条 当社は、投資者が金商法第 2 条第 31 項第 1 号から第 3 号に掲げる者であることを確認した場合、当該投資者を特定投資家として取り扱う。

2 当社は、投資者が金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 23 条に規定する法人であることを確認した場合、当該投資者を特定投資家として取り扱う。ただし、当該投資

者より一般投資家に移行したい旨の金融商品取引契約の種類ごとの申出を「一般投資家への移行／復帰の承諾書」により受け、当該申出を承諾した場合、当該投資者より「特定投資家への復帰に関する同意書」の提出を受け当社が承諾するまでの間、当該申出を受けた金融商品取引契約の種類につき、当該投資者を一般投資家として取り扱う。

- 3 当社は、前2項に掲げる者に該当しない投資者から特定投資家に移行したい旨の金融商品取引契約の種類ごとの申出を「特定投資家への移行に関する同意書」により受けた場合、法令に定める要件及び当社が別に定める基準【各社において独自の基準がある場合には記載すること】に該当することを当社が確認した場合に限り、当該申出を承諾し、承諾日から1年の間又は当該投資者より「一般投資家への復帰に関する同意書」の提出を受け当社が承諾するまでの間、当該申出を受けた金融商品取引契約の種類につき、当該投資者を特定投資家として取り扱う。

#### （準特定投資家である投資者の管理）

第6条 当社は、法人（特定投資家を除く。）を準特定投資家として取り扱うことができる。

- 2 当社は、金商法第34条の4第1項各号に掲げる個人（特定投資家を除く。）について、金融商品取引業等に関する内閣府令第62条第1項各号に定める要件及び当社が別に定める基準【各社において独自の基準がある場合には記載すること】に該当することを当社が確認した場合に限り、当該投資者を準特定投資家として取り扱うことができる。

#### （参考：顧客管理規程等他の社内規程で特定投資家等の管理について定めている場合）

（特定投資家等である投資者の管理）

- 第5条 当社は、特定投資家等の管理について、〇〇規程第〇条に定めるとおり行うこととする。

#### （投資勧誘の対象となる投資者の検証）

第7条 当社は、本業務（第3条第1項第6号を除く。）を行うにあたっては、取り扱おうとする店頭有価証券の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う特定投資家等の範囲、投資勧誘を行う方法などについて検証を行う。なお、勧誘対象者は、発行者の意向・要望等を踏まえ、当社において決定することとする。

- 2 当社は、本業務（第3条第1項第6号を除く。）に基づき特定投資家等である顧客に対して投資勧誘を行う場合は、当該顧客が、前項で検証した店頭有価証券の投資勧誘を行う特定投資家等の範囲に適合することを確認することとする。

#### （発行者等の審査等）

第8条 当社は、本業務（第3条1項第6号を除く。以下、この条において同じ。）において取扱いを行おうとする店頭有価証券につき、次の事項について厳正に審査を行う。

- ① 発行者及びその行う事業の実在性
- ② 発行者の財務状況
- ③ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- ④ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
- ⑤ 当社と発行者との利害関係の状況
- ⑥ 当該有価証券に投資するにあたってのリスク

- 2 当社は、株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の募集又は私募の取扱いについては、発行者の事業計画の妥当性、当該募集又は私募の取扱いにより調達する資金の用途の妥当性、当該店頭有価証券について、過去に取り扱った募集又は私募において調達した資金の用途状況及び前項各号に掲げる事項について厳正に審査を行ったうえで取扱いを行う。

- 3 前2項の審査においては、会社法に基づく事業報告・計算書類、有価証券報告書（発行者が有価証券報告書を提出している場合に限る）、その他発行者に関する資料の精査のほか、発行者の所在地への訪問及びヒアリング等を実施する。

- 4 第1項第4号については、発行者及びその関係者（発行者と支配関係等のある会社や当該発行者の役員、当該発行者の主な取引先や主要株主等）が反社会的勢力との関係性（資本関係、人的関係、取引関係等）を有していないかを審査する。また、本業務において店頭有価証券の投資勧誘を行う際には、当該店頭有価証券の発行者との間で反社会的勢力の排除等に関する内容（発行者が反社会的勢力でない旨、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当社の申出により当該発行者が発行する店頭有価証券の取扱いに係る契約が解除される旨等）を含む契約書を取り交わす。
- 5 当社は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、当該審査を終了した日又は最後に投資勧誘を行った日のうちいずれか遅い日から5年を経過する日までの間、これを保存する。
- 6 本業務における取扱いを行うことの適否は、〇〇委員会にて決定のうえ、〇〇（取締役会等）へ報告する。

#### （勧誘時の情報提供及び説明書の交付）

第9条 当社は、本業務（第3条第1項第6号を除く。）において店頭有価証券の投資勧誘を行うにあたっては、投資者に、店頭有価証券に係る「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第6条第3項第1号に掲げる様式及び当該様式の「記載上の注意」に基づく情報（以下、「特定証券情報に準じた情報」という。）の提供を行うとともに、投資者に当該店頭有価証券に係る下記事項を記載した説明書を交付し、十分に説明を行う。

- ① 想定する顧客の範囲
  - ② 損失が生じるリスクの内容
  - ③ 換金・解約の条件
  - ④ 金商法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同等程度の開示は義務付けられていないこと。
  - ⑤ 発行者の財務情報について公認会計士又は監査法人による監査を受けていない場合には、その旨
  - ⑥ 取引の参考となる気配及び相場が存在しないととも、換金性が著しく乏しいこと。
  - ⑦ 当該店頭有価証券に譲渡制限が付されている場合にあっては、取引を行ったとしても、譲渡による取得について発行者による承認が得られない場合があること。
  - ⑧ 発行者における株主管理に関する事項
  - ⑨ 勧誘する有価証券と異なる種類の有価証券に係る重要な事項
  - ⑩ 当社と発行者との利害関係が認められる場合には、その内容
  - ⑪ 当社が定める取扱要領に基づき取扱いがなされること及び当該取扱要領の内容
  - ⑫ 当社が本規則第3条第2項に基づき発行者についての審査を行っている旨及びその審査項目
  - ⑬ その他必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、当該特定証券情報に準じた情報が当社又は当該店頭有価証券の発行者のウェブサイトにおいて発行情日までの間継続して公表されている場合には、その提供を要しない。

#### （発行者による定期的な情報提供）

第10条 当社は、本業務（第3条第1項第6号を除く。）における投資勧誘により店頭有価証券を保有するに至った投資者に対して、発行者により、会社法に基づく計算書類及び事業報告の提供が行われていることを確認する。

#### （取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求）

第11条 本業務（第3条第1項第6号を除く。）における投資勧誘を行った投資者が本業務（第3条第1項第6号を除く。）に係る店頭有価証券について初めて買付けをしようとする場合、当該店

店頭有価証券のリスクを記載した所定の説明書を交付し、リスクの説明を行う。また、投資者から当該説明書の内容を理解し、自己の判断と責任において取引を行う旨が記載された『特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則』に基づく店頭有価証券の取引に係る確認書の差入れを受けることとする。

#### （店頭有価証券の取引及び受渡し）

第 12 条 当社は、投資者から本業務に係る取引の申込みを受ける場合は、金商法第 157 条の不正行為や同法第 158 条の風説の流布等の禁止行為並びに協会の「店頭有価証券に関する規則」に基づく禁止行為の該当がないかを確認する。

2 店頭有価証券の取引は、投資者と当社との間の相対取引となる旨を説明する。【自社が取引の相手方とならない場合は不要】

3 店頭有価証券の取引に係る受渡しは、以下のとおりとする。【行う業務及び実際の受渡しフローをもとに記載すること】

① 店頭有価証券のうち、発行者が券面を発行しているものに係る取引の場合

イ 買付の場合は、投資者から約定金額、名義書換手続き書類及び名義書換手数料を事前に受入れ、当社において名義書換手続きを行う。買い付けた有価証券については、投資者の意向に従い、有価証券の引渡し又は当社での保護預りとする。

ロ 売付の場合は、投資者から有価証券を事前に預かり、当該有価証券に瑕疵がない事を確認した上で約定処理を行う。売却代金は、約定日から起算して〇営業日目以降、投資者の意向に従い、本人名義の預貯金口座への送金、当社約款による MRF の自動取得又は預り金として受け入れることとする。

② 店頭有価証券のうち、発行者が券面を発行していないものに係る取引の場合

イ 買付の場合は、投資者から約定金額、名義書換手続き書類及び名義書換手数料を事前に受入れ、当社において名義書換手続きを行う。

ロ 売付の場合は、当該売付申込者本人が所有者であることを確認した上で約定する。売却代金は、約定日から起算して〇営業日目以降、投資者の意向に従い、本人名義の預貯金口座への送金、当社約款による MRF の自動取得又は預り金として受け入れることとする。

#### （問い合わせ対応）

第 13 条 投資者からの問い合わせについては、〇〇部が対応する。

付 則（令〇. 〇. 〇）

この規程は、令和 年 月 日から施行する。